

金融商品販売

目標未達成で解雇は「監督指針違反」

(『金融労働調査時報』No698 2009年8月号に掲載)

あおぞら銀行で雇用確保を実現

昨年来の金融危機・経済危機が深刻化する中で金融労連・銀産労への組合加入や、労働相談が相次いでいる。今年5月7日には、あおぞら銀行のSさんが銀産労に加入し、銀行に組合加入を通告した。Sさんは、長く証券会社などで働きH18年(2006年)にあおぞら銀行の契約社員となり、投資信託などの金融商品の販売に従事してきた。

Sさんは、入社後に投資信託などの販売手数料の目標金額を知らされ、さらに今年の手数料目標は前年度未遂成分を上乗せされた目標(1400万円)を設定され、4月にはその目標を達成できなければ、6月30日に契約期間を終了する雇用契約の更新をしないと通告された。Sさんは雇用打ち切りの可能性に大きな不安を抱いて銀産労に相談。組合に加入して雇用継続実現を目指す決意した。

目標未達成を即雇用契約の打ち切り=解雇と直結させることは、正規雇用で金融商品販売に従事する労働者との著しい差別的処遇であり、重大な問題であり、さらに、リスク商品販売のノルマ未達成を解雇の条件とすることは金融商品販売に関する金融庁の金融機関に対する監督指針にも違反する。

金融庁の「主要行等向け総合的な監督指針」では「営業部員や役職員の給与・賞与体系が、短期的な収益獲得に過度に連動し、成果主義に偏重していないか。また、手数料収益の獲得に傾注した外国為替、投資信託、その他の有価証券等の…勧誘・販売に不適正に注力した営業体制や商品構成になっていないか」が上げられている。これは、適合性の原則遵守など、顧客の立場に立った金融商品販売を確保するための規制であり、監督指針では賞与や成果主義

賃金を問題にしているが、Sさんたちのケースは目標未達成が解雇の条件となっているのであり、監督指針の趣旨をより深刻に侵害している。

Sさんが銀産労に加入した後、6月1日に銀産労・金融労連とあおぞら銀行の第一回団体交渉が行われた。銀行は当初、手数料の目標に到達しなければ更新しない合意での雇用契約だと、雇用打ち切りは当然との対応。今期はSさんと同じ契約社員で手数料年間1千万円に達しないものは、契約更新しないと断言した。

組合側は、金融庁の「主要行向けの監督指針」で、金融商品販売について、業績に過度に連動する賃金体系や手数料獲得に過度に傾注した販売体制をとっている場合を重大な問題として監督指導の対象としていることを指摘。Sさんの問題は賃金に連動どころか、雇用の打ち切りであり監督指針の重大な違反だと抗議した。

これに対して、銀行は説明を多少修正したが、雇用打ち切りは撤回しなかった。金融庁の監督指針を無視するあおぞら銀行の対応に、組合は金融庁に申し入れを行い、6月4日の参議院財務・金融委員会で大門実紀史議員(共産党)がこの問題を、銀行名をあげて、住友信託銀行でも同じように金融商品販売担当契約社員が目標未達成を理由に契約の非更新を通告された事例と合わせて政府・金融庁を質した。

金融庁の三國谷監督局長は大門議員の質問に①「営業部員等の給与等の体系が成果主義に偏重した場合」②「手数料収益獲得に傾注した有価証券等の乗換え取引、回転売買等に不適正に注力した営業体制や商品構成となっている場合」には、「商品販売に際し適切な説明がなされないおそれがあると考えられます」と説明し「問題と認められる事案があ

った場合には、当局として必要な指導監督を行うことになる」と答弁。

「一般論」としながら、あおぞら銀行の対応が重大な問題であることを確認した。

このように、金融庁の三國谷監督局長は大門議員の質問に「問題と認められる事案があれば、必要な指導監督を行う」と答弁し、与謝野財務担当大臣も「外国の制度を鵜呑みにした弊害が出てきた。これは直さないといけない」と答弁していた。

しかし、あおぞら銀行はこの直後の金融労連・銀産労との団体交渉で政府の答弁は「一般論として述べた」ものとして、Sさんの雇用打ち切りの態度を改めなかった。この銀行の対応を受けて大門議員が金融庁にこの問題でどのような指導をしたのか確認し、さらに議員自身が直接、あおぞら銀行に問いただし、組合も団交で銀行を追及した。

その中で、ようやく銀行は組合との交渉で金融商品販売に従事する契約社員（セールス・スタッフ）の契約のあり方と、Sさんに対する雇用打ち切りの通告の仕方に「監督指針」上の問題があったとの認識を示し、制度の見直しを検討していると説明。Sさんの雇用を継続するとして、新たな職場を提示した。Sさんと組合は雇用継続後の仕事の内容と労働条件をめぐって交渉を継続し、Sさんの雇用確保を実現した。

金融被害者と金融労働者と国会での取り組みの成果

この問題が国会で迅速に取り上げられた背景には、バブル崩壊後の変額保険被害など金融被害者による消費者保護を求める運動の積み重ねがある。また、それを受けた金融労連・銀産労による金融商品販売でのノルマ主義への規制を求める取り組みがあった。

1990年代、バブル崩壊後の変額保険被害など金融被害が拡大した時「銀行の貸し手責任を問う会」などが、金融機関と行政の責任を追及する取り組みを大きく広げた。その力は、金融商品販売法や金融商

品取引法制定の中で、金融商品販売における消費者保護を強める規制の必要性への認識を拡大した。

他方で、銀行の窓口での金融商品販売の規制が緩和されていく中で、事実上のノルマによる銀行窓口での金融商品販売が拡大し、金融労働者に大きな不安が広がった。その不安は、これまで経験のない金融商品への販売への不安であると同時に、金融被害者の運動との交流の中で本来あるべき金融のあり方を確立しようとする要求を金融労働者の間に強めるものだった。私たち、銀行労働研究会も金融商品販売のあり方をめぐって学習会や研究会を積み重ねてきた。

昨年の金融商品取引法改正案審議の中で、大門議員は金融労連・銀産労への実態調査に基づいて、ノルマ販売を規制する「主要行向け監督指針」について問いただした。このとき、大門議員は、上述の金融商品販売におけるノルマの規制が「主要行向けの監督指針」には明示されているが、「中小・地域金融機関向けの監督の指針」では示されていない点について、地域金融機関の現場におけるノルマ販売の実態を指摘。

その上でこの規定が地域金融機関にも適用されかどうかを問いただした。

これに対して、金融庁の西原監督局長はノルマ主義によって「利用者保護に欠けるような問題点が出てくる」として、主要行向けの規定が地域金融機関に準用され「(主要行にも地域金融機関にも)両方共通にこの問題は重要な問題である」と答弁していた。

今回、あおぞら銀行の雇用契約打ち切り問題は直接には金融に働く労働者の生活権に直結する問題であると同時に、金融商品販売における基本的なルール遵守をどこで担保するかという問題だった。今回のことは金融被害者の長年にわたる取り組み、金融の現場におけるたたかい、そこに問題を正面から位置づける議会での取り組みの成果といえるだろう。(編集部 田中均)